



# 豊岡市老人福祉計画・第5期介護保険事業計画 (概要版)

平成 24 年 3 月 豊岡市



## 1 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

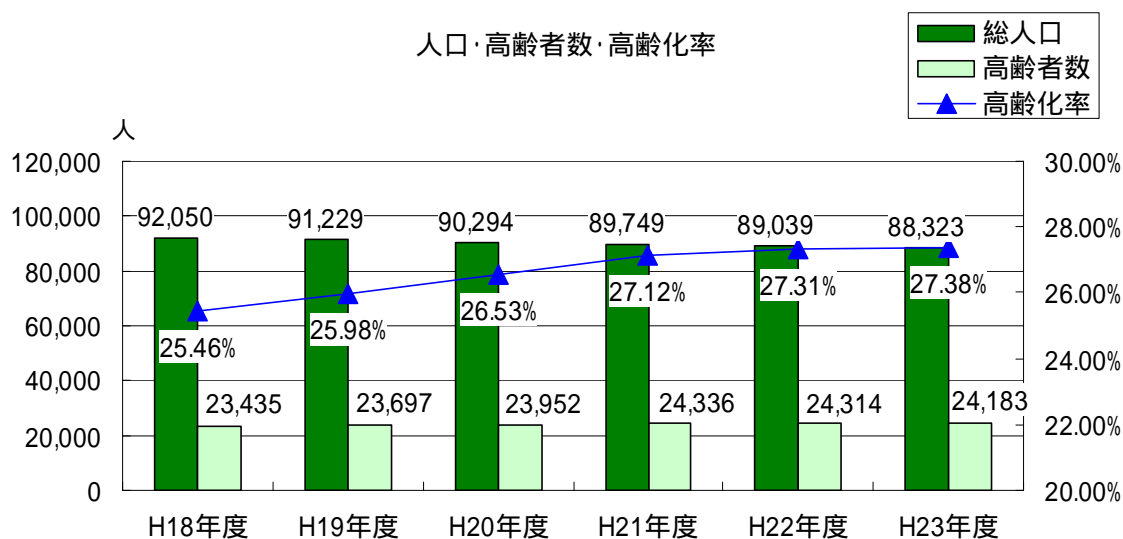
「豊岡市老人福祉計画・第5期介護保険事業計画」は、「豊岡市老人保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」(計画期間:平成 18～20 年度)策定時に設定した「平成 27 年(2015 年)の高齢者介護のあるべき姿」を念頭に、その目標に向け、現行計画の基本理念および基本目標を引継ぎながら、「老人福祉計画」および「介護保険事業計画」について一体的な見直しを図るものです。

### 2 計画期間

平成 24 年度(2012 年)～平成 26 年度(2014 年)

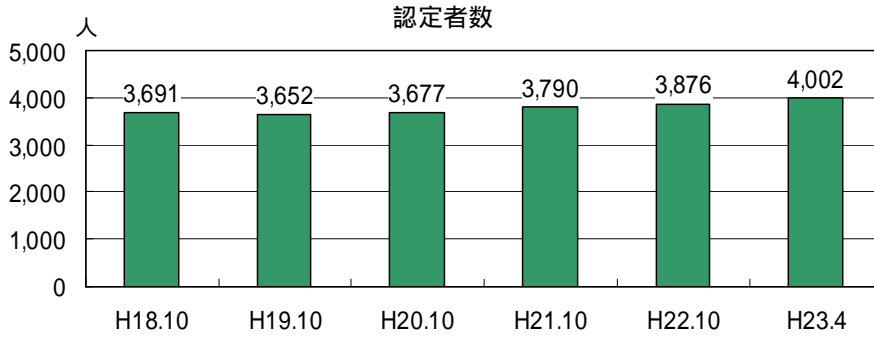
## 2 現状

### 1 人口、高齢者数の推移

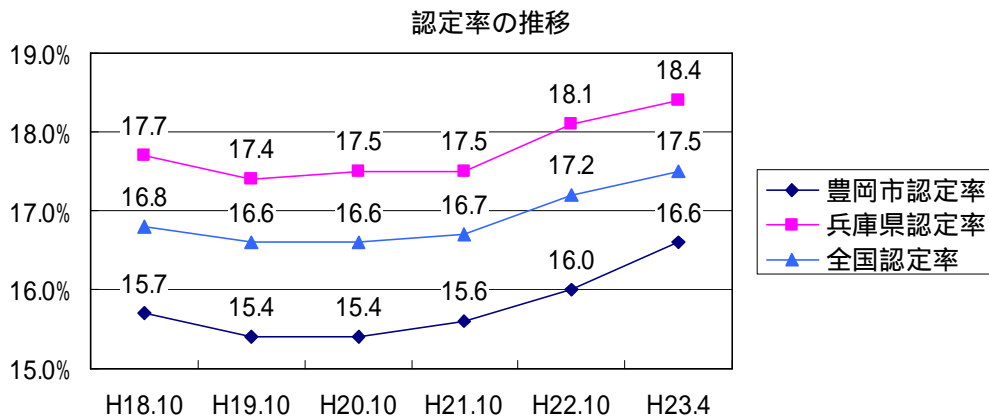


住民基本台帳(各年度 10 月 1 日現在)

## 2 要支援・要介護認定者数、認定率の推移



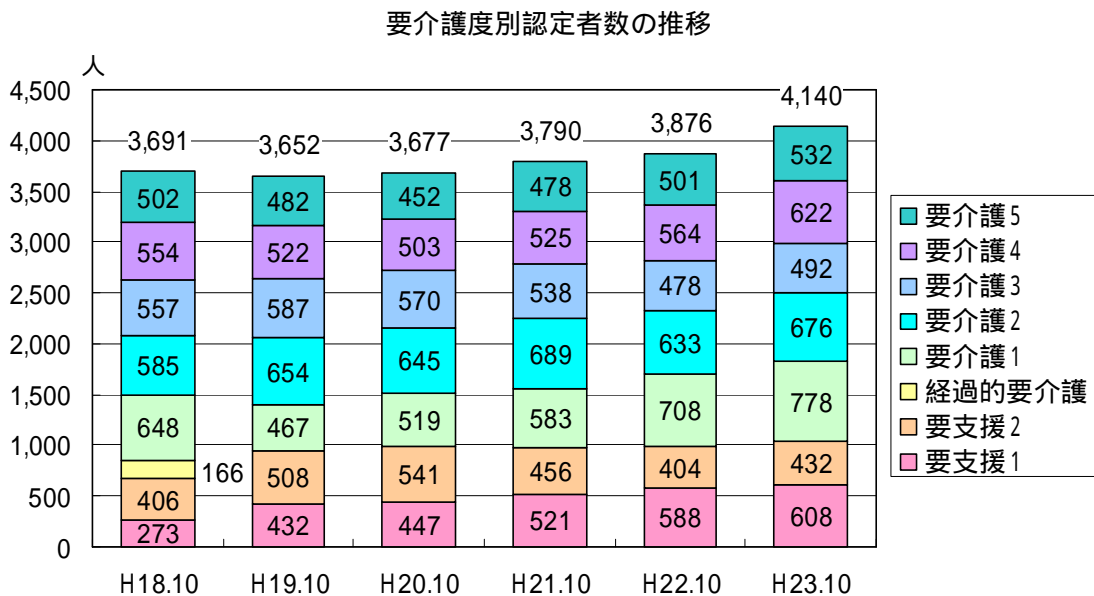
介護保険事業状況報告



豊岡市集計

認定率 = 認定者数(第2号被保険者を含む) ÷ 第1号被保険者数

## 3 要介護度別認定者数の推移



介護保険事業状況報告

## 3 基本理念・基本目標・重点施策

### 1 基本理念

笑顔あふれ安らぎに満ちたまちづくり

### 2 基本目標

第5期計画では、基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

#### 基本目標 1

##### 高齢者がいきいき暮らせる まちづくり

地域で支え合いながら、高齢者の積極的な社会参加、生きがいづくりを促進するとともに、安全で快適な生活環境づくりを推進し、高齢者がいきいき暮らせるまちづくりを進めます。

#### 基本目標 2

##### 高齢者が健やかに暮らせる まちづくり

いつまでも健康で自立した生活が送れるよう、保健・福祉・医療の連携のもと、介護予防事業などの地域支援事業の積極的な推進を図り、高齢者が健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

#### 基本目標 3

##### 高齢者が安心して暮らせる まちづくり

介護保険サービスの提供体制の確保、サービスの質の向上を図り、たとえ介護を必要とする状態となった場合でも、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### 3 重点施策

#### 【基本目標 1】 高齢者がいきいき暮らせるまちづくり

##### 重点施策

地域で支え合うまちづくり  
（地域の見守り・支え合い体制の構築等）  
社会参加のまちづくり  
（老人クラブ、高齢者大学・高齢者教室等）  
高齢者が生活しやすいまちづくり  
（高齢者の虐待防止、認知症対策の推進等）  
安全で快適な生活環境づくり  
（外出支援サービス助成事業、軽度生活援助事業等）

#### 【基本目標 2】 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

##### 重点施策

介護予防事業の推進  
（通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業等）  
包括的支援事業の推進  
（介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業等）  
高齢者施策（任意事業）の推進  
（家族介護教室、家族介護用品支給事業等）  
保健・福祉・医療の連携  
（地域包括ケア連携体制の確立等）

#### 【基本目標 3】 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

##### 重点施策

介護保険サービスの充実  
（居宅サービス、介護保険施設サービス等）  
地域包括支援センターの機能強化  
第1号被保険者の保険料の確保  
介護保険制度の円滑な推進  
（公平で適正な介護認定の実施、介護保険料の収納確保等）

## 4 地域包括ケアシステム

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律(平成23年6月22日公布)」の施行に伴う制度改正や示された取組方針を受け、第5期計画では、地域で包括的にケアする体制のより一層の充実を目指し、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいきます。

### 地域包括ケアシステムの5つの視点による取組み

#### (1) 医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化

#### (2) 介護サービスの充実強化

- ・特別養護老人ホームなどの施設サービスの整備の促進
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化

#### (3) 予防の推進

- ・できる限り要介護状態とならないための予防の取組みや自立支援型の介護の推進

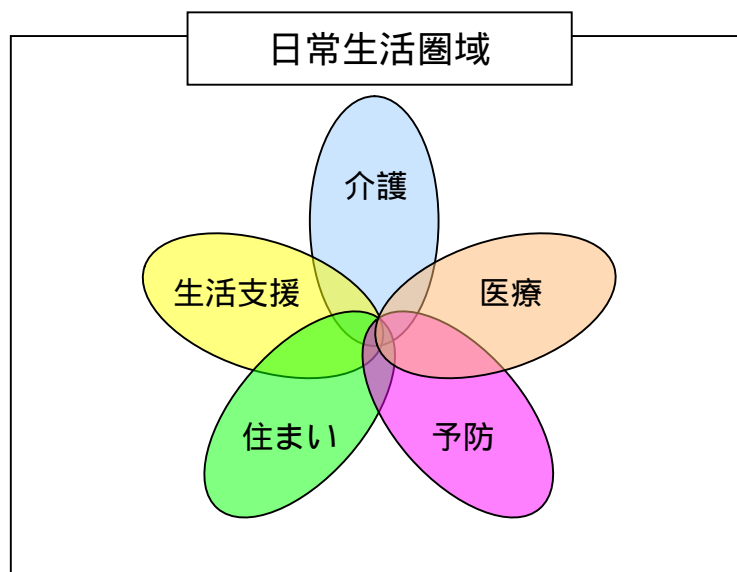
#### (4) 高齢期になっても住み続けることのできる高齢者の住まいの整備

- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により創設されたサービス付き高齢者向け住宅など高齢期になっても安心して住むことのできる住まいの整備促進

#### (5) 多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

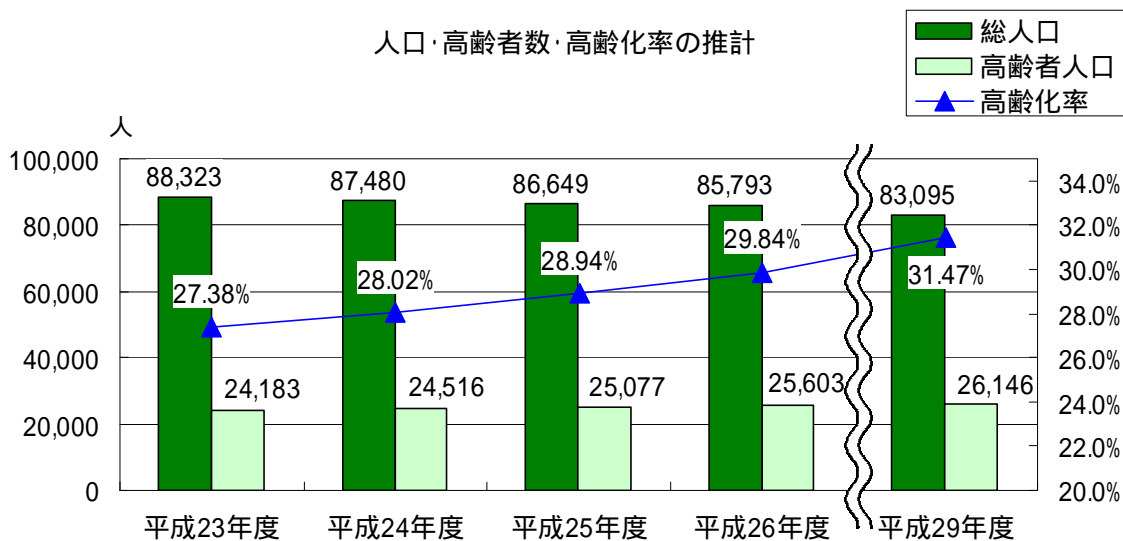
- ・ひとり暮らし、高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加を踏まえた、さまざまな生活支援サービス(見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス)の推進

### 地域包括ケアシステムの連携イメージ図



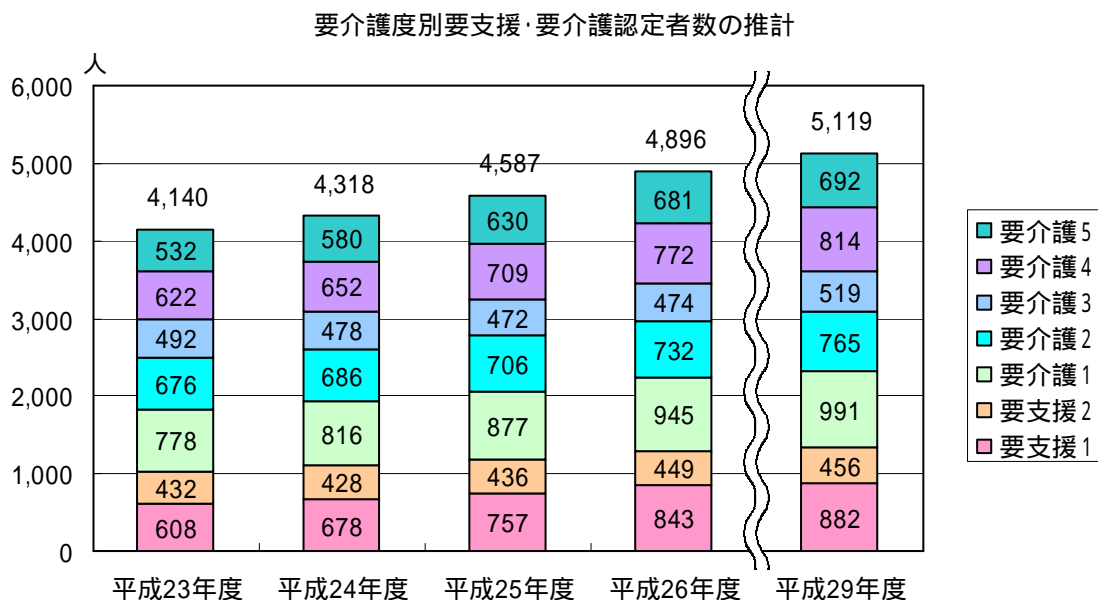
## 4 将来推計

### 1 人口・高齢者数の推計



豊岡市推計:各年度10月1日現在の住民基本台帳データを基にコーホート要因法(注1)により推計  
 (注1)コーホート要因法...年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因(死亡、出生、および人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法

### 2 要支援・要介護認定者数の推計



豊岡市推計(平成23年度は介護保険事業報告平成23年10月分)

# 5 介護保険サービスの充実

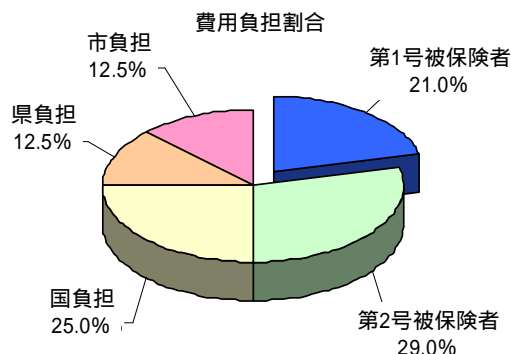
## 介護保険サービス体系表

	介護給付を行うサービス	予防給付を行うサービス
都道府県が指定および監督を行うサービス	<p><b>居宅サービス</b></p> <p>【訪問サービス】            ・訪問介護            ・訪問入浴介護            ・訪問看護            ・訪問リハビリテーション            ・居宅療養管理指導</p> <p>【通所サービス】            ・通所介護            ・通所リハビリテーション</p> <p>【短期入所サービス】            ・短期入所生活介護            ・短期入所療養介護</p> <p>・特定施設入居者生活介護            ・福祉用具貸与            ・特定福祉用具販売</p> <p><b>施設サービス</b>            ・介護老人福祉施設            ・介護老人保健施設            ・介護療養型医療施設</p> <p>居宅介護支援</p>	<p><b>介護予防サービス</b></p> <p>【訪問サービス】            ・介護予防訪問介護            ・介護予防訪問入浴介護            ・介護予防訪問看護            ・介護予防訪問リハビリテーション            ・介護予防居宅療養管理指導</p> <p>【通所サービス】            ・介護予防通所介護            ・介護予防通所リハビリテーション</p> <p>【短期入所サービス】            ・介護予防短期入所生活介護            ・介護予防短期入所療養介護</p> <p>・介護予防特定施設入居者生活介護            ・介護予防福祉用具貸与            ・特定介護予防福祉用具販売</p>
市町村が指定および監督を行うサービス	<p><b>地域密着型サービス</b></p> <p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護            ・夜間対応型訪問介護            ・認知症対応型通所介護            ・小規模多機能型居宅介護            ・認知症対応型共同生活介護            ・地域密着型特定施設入居者生活介護            ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護            ・複合型サービス</p>	<p><b>地域密着型介護予防サービス</b></p> <p>・介護予防認知症対応型通所介護            ・介護予防小規模多機能型居宅介護            ・介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>介護予防支援</p>
その他	<p>・住宅改修費支給            ・特定入所者介護サービス費給付            ・高額介護サービス費給付            ・高額医療合算介護サービス費給付</p>	

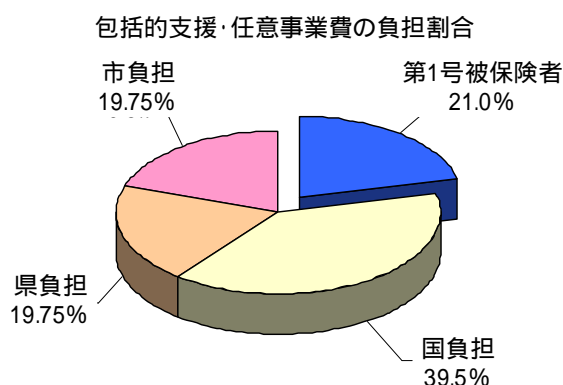
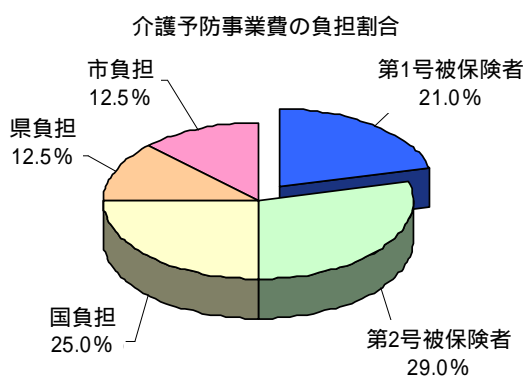
# 6 第1号被保険者の保険料の確保

## 1 介護保険事業の負担割合

### (1) 保険給付費



### (2) 地域支援事業費



## 2 標準給付費および地域支援事業費の推計

### (標準給付費)

(単位:千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
<b>介護給付費</b>				
居宅介護サービス	2,576,297	2,696,566	2,800,261	8,073,124
地域密着型サービス	824,434	936,566	938,733	2,699,733
居宅介護住宅改修等	37,187	37,944	38,673	113,804
居宅介護支援	314,355	331,439	358,461	1,004,255
施設サービス	2,622,745	2,622,745	2,622,745	7,868,235
<b>介護給付費合計</b>	<b>6,375,018</b>	<b>6,625,260</b>	<b>6,758,873</b>	<b>19,759,151</b>
<b>予防給付費</b>				
介護予防サービス	300,919	316,668	333,109	950,696
地域密着型介護予防サービス	5,996	6,636	7,199	19,831
介護予防住宅改修等	22,933	23,456	24,131	70,520
介護予防支援	40,422	42,901	45,432	128,755
<b>予防給付費合計</b>	<b>370,270</b>	<b>389,661</b>	<b>409,871</b>	<b>1,169,802</b>
特定入所者介護サービス費等給付費	333,860	343,876	354,193	1,031,929
高額介護サービス費等給付費	128,484	132,981	137,635	399,100
高額医療合算介護サービス費等給付費	15,800	15,800	15,800	47,400
審査支払手数料	6,446	6,451	6,457	19,354
<b>標準給付費合計(A)</b>	<b>7,229,878</b>	<b>7,514,029</b>	<b>7,682,829</b>	<b>22,426,736</b>



## (地域支援事業費)

(単位:千円)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
地域支援事業費				
介護予防事業費	42,560	44,295	45,291	132,146
包括的支援事業費	120,918	125,376	128,195	374,489
任意事業費	21,313	22,523	23,029	66,865
地域支援事業費合計(B)	184,791	192,194	196,515	573,500

## 3 介護保険料の推計

### (1) 介護保険料の推計

(保険料基準額の推計) (平成24年度から平成26年度までの合計)

A	標準給付費見込額	22,426,735,660 円
B	地域支援事業費	573,500,000 円
C	第1号被保険者負担分相当額(21%) $(A + B) \times 21\%$	4,830,049,489 円
D	調整交付金相当額 $A \times 5\%$	1,121,336,783 円
E	調整交付金見込額 $A \times 7.54\%$	1,690,976,000 円
F	財政安定化基金拠出見込額	0 円
G	財政安定化基金償還金	0 円
H	財政安定化基金取崩交付額 (注1)	50,569,122 円
I	介護保険給付費準備基金取崩額	51,000,000 円
J	市町村特別給付費等	0 円
K	保険料収納必要額 $C + (D - E) + F + G - H - I + J$	4,158,841,150 円
L	予定保険料収納率	98.5%
M	所得段階別加入割合補正後被保険者数	72,850 人
N	保険料基準額(年額) $K \div L \div M$	57,957 円
O	保険料基準額(月額) $N \div 12$ 月	4,830 円

四捨五入の関係で計算が一致しない場合があります。

(注1)財政安定化基金取崩交付額...第1号被保険者に係る保険料の増加を抑制し、負担の軽減を図るため、基金の取り崩し額の3分の1相当額が都道府県から市町村へ交付されます。

### (2) 介護保険料基準額(月額)

第5期の計画期間における介護保険料基準額(月額)は、次のとおりです。

4,830円

参考 第4期保険料基準額(月額) 3,840円

### (3) 所得段階別保険料

より負担能力に応じた保険料負担とするため、第5期から従来の6段階の所得段階区分を10段階に変更します。

(単位:円)

所得段階	年額	月額 (月平均)
第1段階(基準額×0.5) 生活保護受給者、住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	28,980	2,415
第2段階(基準額×0.5) 住民税非課税世帯で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の場合	28,980	2,415
第3段階(基準額×0.7) 住民税非課税世帯で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超え、120万円以下の場合	40,572	3,381
第4段階(基準額×0.75) 住民税非課税世帯で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円を超える場合	43,470	3,623
第5段階(基準額×0.95) 住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の場合	55,062	4,589
第6段階(基準額×1.0) 住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える場合	57,960	4,830
第7段階(基準額×1.25) 本人が住民税課税で合計所得金額が190万円未満の場合	72,450	6,038
第8段階(基準額×1.5) 本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上、400万円未満の場合	86,940	7,245
第9段階(基準額×1.7) 本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上、600万円未満の場合	98,532	8,211
第10段階(基準額×1.75) 本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上の場合	101,430	8,453

発行日 平成24(2012)年3月  
 発行 豊岡市  
 編集 〒668-0046 兵庫県豊岡市立野町12番12号  
 豊岡市健康福祉部  
 介護保険課 TEL(0796)24-2401 FAX(0796)29-3144  
 高年福祉課 TEL(0796)29-0055 FAX(0796)24-9088  
 社会福祉課 TEL(0796)24-7033 FAX(0796)24-4516  
 健康増進課 TEL(0796)24-1127 FAX(0796)24-9605  
 URL <http://www.city.toyooka.lg.jp>